

藤原頼通「高陽院」第二期について

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2019-01-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 倉田, 実 メールアドレス: 所属:
URL	https://otsuma.repo.nii.ac.jp/records/6606

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



藤原頼通「高陽院」第二期について

倉 田 実

はじめに

頼通創建の高陽院は、長暦三年（一〇三九）三月十六日に放火によって焼亡した（『扶桑略記』）。頼通は年内には再建に着手しており、高陽院は第二期を迎えることになる。第一期高陽院については、その池庭のありようを前稿^①で扱ったので、続いて第二期の検討が必要となっている。しかし、第二期はわずか十五年で幕を閉じ、また、史料的な制約もあって、第一期のような詳細な検討はできない。先行研究^②で尽くされている感もあるが、前稿の成り行きで、いささか言及することにした。今回は池庭に絞らず、再建の次第や建物にも言及したい。

本文引用は、『春記』は国立歴史民俗博物館データベース（宮内庁書陵部蔵九条家本・東寺本等）、ただし永承五年は、『中右記』と共に増補史料大成、『扶桑略記』『百鍊抄』は新訂増補国史大系、『作庭記』は日本思想大系、『栄花物語』は新編日本古典文学全集、和歌は『新編国歌大観』によった。割注は「」内に記した。なお、『春記』からの引用の場合のみ、年月日だけ記した。

一 再建の次第

最初に高陽院再建の次第を確認していききたい。頼通が焼亡した年の内に完成を目指していたことは、次の『春記』で示されていた。記主の小野宮家流嫡流となる春宮権大夫藤原資房は、後朱雀天皇の長暦二年（一〇三八）六月二十日から長久三年（一〇四二）正月二十九日に参議になるまで頭中將になっており、その関係で天皇と関白左大臣藤原頼通の間を繋ぐ往返している。そのために『春記』には高陽院に関する情報が記されており、第二期に関する一級の史料となっている。

- ① 又被仰云、隆佐・章信一日蒙関白勘当、是依高陽院堀池事也、件兩人為造彼家之行事、依其懈怠云、章信堀池行事、太以見苦事也、関白今年内造立可渡給云々、逼北可立屋云々、万人不請造宮以前造私宅、尤奇怪事也云々、（長暦三年（一〇三九）十一月十九日条）

右は、資房の父、右衛門督資平による情報である。年内完成予定以外のことも記されているので、併せて見ておきたい。この情報の要点は、高陽院再建の「行事」であった隆佐・章信が堀池（堀池）に懈怠があったとして勘当されたということである。二人は頼通家の家司と思われ、造作の「行事」を任されていたが、堀池の進行に熱意を示さなかったようである。「章信堀池行事、太以見苦事也」ともされているので、その任ではなかったと思われる。この勘当は、「関白今年内造立可渡給」とあるように、頼通が年内完成の移徙を目指しているのに工事がなかなか進捗しないので苛立ったからと判断されよう。

右には、「万人不請造宮以前造私宅、尤奇怪事也」との非難も記されている。この「造宮」は同年六月二十七日に焼亡した内裏再建を指し、それよりも私宅造作を優先する頼通のやり方を最も奇怪な事だと言うわけであった。

造作は結局年内には終わらず、さらに一年延引してしまう。この事情は明確ではないが、造作の大きな意匠変更があつ

て完成までに時間がかかったからだと思われる。右の記事前後以降でも、頼通は本邸の高倉第から足繁く高陽院の現場に訪れている^③。異常とも言える傾注ぶりが窺われるのであり、公事を無視した私情優先であった。さらにそれを示す例を挙げておきたい。①の記事から一年弱あとである。

② 人々云、関白遂不被参新宮、每日向高陽院、行造作事、是非常事也云々、(長曆四年(一〇四〇)十月二十一日条)

「関白遂不被参新宮」とあるのは、後朱雀天皇が教通の二条第を新宮として遷御することになっても、頼通は参上しなかったということである。この年の九月九日に里内裏京極殿が焼亡し、本内裏造作も始まっていないので、二条第が新宮として勘申されていた。しかし、頼通は教通と不和であり、嫌がらせもあつて、新宮に参上しなかったのである。それどころか、高陽院造作に日参していた。この事態を人々は「非常の事」と非難したのである。①の非難とは別なのである。勘当があつて一年弱、再建の見通しがようやく立ってくると、移徙の日程も浮上してくる。

③ 申終許予参関白殿、早坐高陽院云々、(略)源大納言已下廻見前池東西山等、予相従、池水東西謂其広不異巨海歟、已非人家之困、十二月十三日可渡給云々、营造無極見其然麗不異金玉、次其費以千万可数、天下亡弊只□(在カ)此事歟、皇居已非尋常、造营事如散楽、諸国一分不聞入云々、而私□(劳カ)大厦、謂天道何、嗟悲哉、王事軽於鴻毛歟、無術計之代也、晩頭予退出、(長曆四年(一〇四〇)十月二十六日条)

資房が高陽院に参上したところ、源大納言師房以下の家人たちが、「前池」や「東西の山」などを廻り見ていた。そこで資房も従い、「池水東西、謂其広不異巨海歟」とする感慨を記している(後述)。この折に聞かされたのか、移徙予定が十二月十三日であると記されている。約一か月半後になる。やっと完成間近になっていたのであろう。だから、その威容も明らかに成っており、「营造無極」「天下亡弊」などと批判的言辞を記して憤慨しているが、この程度でとどめたい。移徙のことは、この二日後にも記されている。

④ 申時許参関白殿、早坐高陽院云々。仍参入、上達部四五輩被候也。营造無極。十二月十三日可渡給云々、(同月二

移徙予定の日付が二度に渡つて記されている。頼通の意向は確固たるものであったことを思わせる。ここでも「営作無極」との非難が記されている。翌月にもなると調度品も搬入されるようになっていく。

⑤ 人々云、関白日々坐高陽院、営作無極、更無他事云々、又御調度并他事等如雲、天下之衰弊只依此事云々、(同十一月五日条)

頼通は毎日高陽院に出掛けていて、「営作無極」で、造作の以外の事はないという。そして、「御調度并他事等如雲」とあるように、調度品その他が夥しく搬入されている。この事態は、「天下之衰弊」以外の何物でもないとの憤慨も記されている。移徙間近を思わせるわけである。

こうして移徙予定が記されたわけだが、しかし、その記録は見当たらないのである。何らかの事情があったかもしれないので、節を変えて移徙の有無を確認していきたい。

この節では、再建は一年以上延引されたが、その間も公事に背を向け、「営作無極」と非難されるほど贅を尽くした工事が続けられたことを確認したことになる。これは頼通の再建に寄せる熱意の表れであり、新たなプランの実現に向けての傾注ぶりであったことを窺わせるのである。

二 高陽院新宅移徙は長久二年四月以降か

すでに先行研究で指摘されているように、新宅移徙予定日は記されても、その折の記録は『春記』にもなく、またいつから居住したのかもよくわからない。通説は、先の長暦四年十二月十三日をもって移徙したと便宜的に措置されているに過ぎない。改めて、この日付前後の様子を見ておきたい。なお、長暦四年十一月十日に改元され、長久になっている。

条で頼通は高倉第で物忌に籠っている。

- ⑦ 未刻許参関白殿、令申此由、依御物忌令伝申也、(略) 至于自者今朝堅固物忌、不能罷出門外、(長久元年(一〇四〇)十二月十三日条)

この「関白殿」は、高陽院でなく高倉第である。頼通は「堅固物忌」であるという。その状態で移徙することは考えられない。この日の移徙はなかったことは確かである。そして、新宅移徙の儀礼は三日にわたるが、その間も頼通は高倉第にいる。儀礼も記されていないのであり、この後の十二月中の『春記』にも頼通移徙のことは見当たらない。新宅移徙は、翌年に延引されたのだと思われる。先行研究に指摘はないが、当梁年で填星亘る月に移徙は不吉とする頼隆の勘申に従った蓋然性は認められよう。あるいは、再建が完成していなかったかもしれない。

しかし、翌年になっても移徙の記事は不在であった。それどころか、頼通は高倉第にいたままであることは、次の記事で明白である。

- ⑧ 参関白殿、而御坐高陽院云々、(長久二年(一〇四一)二月十二日条)

資房が「関白殿」に参上すると、頼通は高陽院におられるということであった。資房は、頼通の居所が高倉第なので、そこに参上したのである。高陽院に移徙していれば、そこに伺ったはずである。この二月の段階でも高陽院移徙はなかったとせざるを得ない。

高陽院の記事は、翌三月になると『春記』に不在である。したがって、三月の次の催しは高倉第となる。

- ⑨ 予又退出参関白殿、源大納言已下上達部殿上人於宮御方有蹴鞠之興、(長久二年(一〇四一)三月十日条)

⑩ 相次参関白殿、(略) 今日源大納言・中納言已下殿上人数多有弓興事、相分射之、公成脚書之付的、太以無由、亥時事了、又於若宮御方有盃酒事、子夜事了、(同三月二十四日条)

- ⑪ 人々云、今日依一日弓事可有負態云々、申時参関白殿、人々多参会、主人出会給、頼宗卿参入、於若宮御方可有此

事也、(同三月二十六日条)

いづれも若宮、祐子内親王の御方で行われている。祐子内親王は高倉宮と言われており、その無聊を慰めるために催したのである。『関白殿』は依然として高倉第なのである。

『春記』の記事は、この長久二年四月から長久五年十一月まで欠如している。高陽院のことは、長久三年五月から史書に見られるようになる。

⑫ 於関白左大臣高陽院第有競馬事。(『扶桑略記』長久三年(一〇四二)五月二十七日条)

五月になって高陽院の使用がはつきりする。そうすると⑪⑫から、頼通は『春記』の記事の欠如している、長久二年四月以降、翌年の五月までには移徙したことになる。

以上、第二期高陽院への移徙は、長久元年(一〇四〇)十二月以降、翌三月までの間には行われなかったことになる。頼隆の勘申が影響したとしても、これほど遅れた理由は分からない。ともかく高陽院の本格的な使用は、遅くとも長久三年五月には始まっていたことは確かである。あるいは、⑧で、頼通がまだ高倉第にいることからすると、長久二年二月の時点でも完成していなかったのかもしれない。

三 再建高陽院の池庭

それでは、再建高陽院の池庭がどうなっているのかに移りたい。結論から言えば、第一期にあった四方の池の存在は確認できず、北池と前池だけが用例として確かめられる。そして、両池とも拡張されたことが推定される。以下、確認していきたい。

⑬ 已初許参関白殿、而早且渡給高陽院了云々、参高陽院、殿下坐北池辺、源大納言并近習家人等祇候也、(長暦三年

『春記』で再建高陽院にかかわる最初の記事で、焼亡した年になる。巡見していた頼通は北池の辺りにいたという。第二期北池の唯一の用例である。北池辺にいたということは、この形状を変えようとしたからだと思われる。それは、すでに引用した①で推定される。必要な部分のみ再掲するので通し番号は変える。

⑭ 又被仰云、隆佐・章信一日蒙関白勘当、是依高陽院堀池事也、(略) 逼北可立屋云々、(長曆三年(一〇三九)十一月十九日条)

掘池の行事が勘当された記事である。これは池の形状変更・意匠変更にかかわる勘当であることは十分に考えられる。第一期を継承すれば、掘池の工事は必要でない。そして、北池にかかわることもここに示唆されている。それが「逼北可立屋」という情報である。建物をそれまでよりも北側方向に寄せて建てようとしたのである。その為に北池が邪魔になつたのではなからうか。だから北池の南側を埋立て、その分ほかに拡張したのだと思われる。その工事が進捗しなかつたので勘当したのであろう。この工事は敷地の整備に絡んでおり、建築に進めなかつたことになる。ともかく、北池は建物の配置に絡んで形状変更されて、第二期に続いたであろうことは確認できる。

次は前池で、これも③で引用した。前と同じく番号を変える。

⑮ 源大納言已下廻見前池東西山等、予相従、池水東西謂其広不異巨海歟、已非人家之体、(長曆四年(一〇四〇)十月二十六日条)

資房は、池水の東西の広さは、巨海に異ならないとの感想を記している。池の広さが「巨海」に喩えられたのである。こうした把握は管見の限り第一期にはなかつた。「四方の海を心にまかせたまへる池の水」(『高陽院行幸和歌』)とする把握はあつたが、この「海」は「湖」の感覚であらう。「巨海」の比喩からすると、前稿とは違った解釈になるが、「池水東西」とされたのは、第一期にあつた西池と東池が、それぞれ南池とつなげられたからではなからうか。南池も建物を北に

寄せた分拡大されたと思われるが、それだけでは巨海になるまい。その造替工事が、北池と共にされた掘池ではなかったろうか。私見では東池は、太田説^⑮のような寝殿後方ではなく、敷地南東に想定しているので、南池との接合は可能である。南池と記さず「前池」と記されたのは、第一期の南池が拡大されたので、その広さによって「前池」とされ、「巨海」に喩えられたのだと思われる。だから、資房は、「すでに人家の体にあらず」と記したのであろう。その拡大は、西池と東池をも取り込んだからとしか考えようがない。仮説として、第二期の高陽院は、北池と前池で整備・拡大されたとしておきたい。北池は南側以外に、南池は北と東西にそれぞれ拡大されたということである。かなりの大工事であったはずで、勘当もあつたことになる。両池は、寝殿東側の水路で連絡していたことは第一期と同じであろう。なお、「前池」の用例は、これ以前に見いだせず、後の『中右記』になると思われる。そのうちの一例が嘉保元年（一〇九四）八月十九日に行われた「高陽院七番歌合」の折の「前池儲船楽」になる。高陽院第四期、師実の時代になっている。

池の用例は少なく、『春記』で残るのは次の箇所のみである。御堂供養の試楽が行われた際の（後述）、楽人たちの配置にかかわる記事である。ここも必要な部分だけ引用する。

⑮ 以西中門為楽所、其東池頭立小太鼓、（永承五年（一〇五〇）三月十二日条）

西の中門を楽所にして、その東側の池のほとりに小太鼓が置かれたという。この池は前池になる。西の中門（中門廊）近くに西側の汀があつたことになる。これでは、一般的な寝殿造の南池の広さになるが、汀線は屈曲し、中門廊より南側は、さらに東西に広がっていたことになろう。巨海の影響を基にすれば、こういうことになる。

高陽院の池の広さに関しては、『栄花物語』のささやかな用例が参考になる。後冷泉天皇が、天喜元年（一〇五三）八月二十日に里内裏として高陽院に遷御した際の語りである。この箇所は次節でも扱うので、ここも必要部分のみ引用する。

⑰ 山はまことの奥山と見え、滝木暗きなかより落ち、池の面はるかに澄みわたり、左右の釣殿などなべてならずをかし。（『栄花物語』根合巻・三七一頁）

高陽院南庭の景観である。「池の面はるかに澄みわたり」は前池の広さからの把握である。再建高陽院の池庭は、前池の広さが威容になったのである。

* * *

⑬の記事では、滝のことも記されているので、こちらに転じたい。奥山を思わせる鬱蒼とした樹々の間から滝が落ちていくというのである。これは寢殿からの景観となろう。滝の造作は、単なる石立よりも費用・労力が必要であり、庭の威容を示すことになる。池と共に滝は重要な要素であった。

次の後冷泉天皇の歌は、この遷御の折のものであるうか。後冷泉天皇が高陽院を里内裏として使用したのは、天喜元年（二〇五三）八月二十日からと、康平三年（二〇六〇）八月十一日からの二回である。

⑭ 賀陽院におはしましける時、石立て、滝落としなどして、御覧じける頃、九月十三夜になりければ
岩間より流るる水は早けれどうつれる月の影ぞのどけき（後拾遺・雑一・八四五・後冷泉院）

右の歌は、『今鏡』「すべらぎ上・黄金の御法」にも後冷泉天皇作として収載されている。この一方で、『栄花物語』「根合」巻の「九月十三夜の宴」で詠まれた二位中将（藤原長家男祐家）の歌と酷似しており、同時期の歌と推定されている。⁶

岩間より流るる水に月影のうつれるさへぞさやけかりける（『栄花物語』根合巻・三八六頁）

新全集『栄花物語』頭注は、やはり両作は同時期のものとして、「人々の官位からすれば、康平四年から七年頃か」としている。しかし、滝の印象からすれば、天喜元年のようにも思える。康平年間とすると、第三期のものとなる。

『栄花物語』にはこの巻以前にも高陽院の滝のことが記されていた。

⑮ 東の対はこのたびはなくて、山川流れ、滝の水競ひ落ちたるほどなど、いみじうをかし。院の御方に、出羽弁、滝つ瀬に人の心を見ることは昔も今も変らざりけり

伊勢が「せき入れて落す」と言ひたる大納言の家居も、かばかりはあらざりけんと、めでたくいみじ。（『栄花物語』）

こちらは後朱雀天皇が一条院内裏焼亡で、長久四年(一〇四三)十二月一日に高陽院に渡御した折の記事である。高陽院の一連の景観となる「山川流れ、滝の水競ひ落ちたる」が捉えられている。築山に山川の流れが演出され、そこに滝も仕組まれたのである。出羽弁は、その景観に頼通の心を見出して詠歌している。この歌は、伊勢の歌を本歌にしていた。

権中納言敦忠が西坂本の山庄の滝の岩に書き付け待りける

音羽川堰き入れて落とす滝つ瀬に人の心の見えもするかな(拾遺集・雜上・四四五・伊勢)

『拾遺集』から引用したが、ここは「権中納言敦忠」となっており、『榮花物語』の「大納言の家居」とあるのと相違している。藤原時平男の敦忠は、権中納言が極官で大納言になっていない。ここは『伊勢集』によっているのかもしれない。

ある大納言、比叡坂本に、音羽といふ山の麓に、いとをかしき家造りたりけるに、音羽川を遣水に堰き入れて、滝落としなどしたるを見て、遣水の面なる石に書き付く

音羽川堰きれて落とす滝つ瀬に人の心の見えもするかな(西本願寺本伊勢集・四六八)

『伊勢集』でなぜ「大納言」としたのかは不明だが、敦忠の音羽山庄に出かけた際の伊勢の歌であることは確かである。伊勢は音羽川の水を遣水に堰き入れて滝を造作したことに、敦忠の心を見たのであった。この歌は人口に膾炙したようで、「堰き」「人の心」を共に使用して様々に詠まれていくことになる。出羽弁の歌も、そうした傾向に沿うものであった。そして、『榮花物語』では伊勢の詠んだ敦忠の山庄も、高陽院ほどではなかったとして、賛美したのである。

* * *

庭の景観に「人の心」を見るといふ発想は、この時代にある程度一般化していたかもしれない。滝の造作だけでなく、石立においても、このことは指摘できる。

②⑩ 石を立てる間のこと、年来聞き及ぶにしたがひて、善悪を論ぜず記し置くところなり。延田阿闍梨は石を立つるこ

と相伝を得たる人なり。予、またその文書を伝へ得たり。かくの如きあひ営みて、大旨を心得たりといへども、風情作ることなくして、心及ばざることおほし。ただ近来この事詳しく知れる人なし。ただ生得の山水など見たるばかりにて、禁忌をもわきまへず、推してする事にこそ侍るめれ。高陽院殿修造の時も、石を立つる人皆亡せて、たまさまもやとて、召しつけられたりし者も、いと御心にはかなはずとて、それをばさる事にて、宇治殿自ら御沙汰ありき。其時には常に参りて、石を立つる事、よくよく見聞き侍りき。その間、よき石求めて参らせたらむ人をぞ、心ざしある人とは知らむずると、仰せらるる由聞こえて、時の人、公卿以下しかしながら辺山に向かひて、石をなん求め侍りける。(『作庭記』二四三頁)

前稿でも引用した一節である。石立に関して俊綱は「風情作ることなくして、心及ばざることおほし」と記している。人の心が石立に見えるようになる難しさを嘆じていよう。しかし、「高陽院殿修造の時」は頼通自ら沙汰して石立し、それは「心及ぶ」ものであったということにならう。高陽院の石立は、壮観であったことを窺わせるし、⑬に「高陽院におはしましける時、石立て、滝落としなどして、御覧じける頃」とあったのも、まさにこのこと語っていよう。なお、「石を立つる人皆亡せて、たまさまもやとて、召しつけられたりし者も、いと御心にはかなはず」とあるのは、人に石立させても頼通の心になかわず、罷免したということであろう。掘池で勘当があったように、石立でもあったことであろう。以上、僅かしかない池庭に関する記述を追ってみた。池の拡張、滝や石立の様子が窺えるばかりであるが、頼通の造作にかけた意気込みからすると、最も威容を誇った寝殿造の庭であったことは想像に難くない。なお、築山に関しては、⑮の「東西の山」、⑯の「山」、⑰の「山川」が確認されるだけである。

四 再建高陽院の建物

さらに再建高陽院の建物の概要について整理しておきたい。何らかの建物の構造が分かる史料の所在は次のようになる。

⑲ 長久四年（二〇四三）十二月一日 後朱雀天皇渡御 『栄花物語』暮待つ星卷

⑳ 永承五年（二〇五〇）三月六日 御堂供養試楽中止 『春記』

㉑ 永承五年（二〇五〇）三月十二日 御堂供養試楽 『春記』

⑳ 永承五年（二〇五〇）六月五日 祐子内親王家歌合 『十卷本類聚歌合』

㉑ 永承七年（二〇五二）四月二十一日 賀茂詣で 『春記』

㉒ 天喜元年（二〇五三）八月二十日 後冷泉天皇移御 『栄花物語』根合卷

建物に関する史料も極めて少なく、それぞれで分かる事は、次のことくらいである。

㉓ 寝殿 寝殿東面に続く廊（東の廊）東の対ナシ

㉔ 西の対 西の対南唐廂 西中門 西中門北廊

㉕ 西の対の庇 寝殿と西台（西の対）の渡殿 西中門 西中門南廊

㉖ 西渡殿 寝殿南廂西戸 寝殿南簀子

㉗ 東門

㉘ 西の対 寝殿 小寝殿 左右の釣殿

わずかな建物が示されたに過ぎず、一般的な寝殿造の、寝殿・西の対・西中門廊・西渡殿・東の廊・左右の釣殿・東門の所在と、東の対に代わると思われる小寝殿が分かるだけである。これだけの情報では、四町を占めた敷地で、威容を誇っているとは認めがたい。建物よりも池の造替に傾注したということになるか。一応、確認していききたい。まずは先に見た後冷泉天皇移御で里内裏として使用された記事である。

㉙ かくのみおはしませば、高陽院殿に渡らせたまひなんとすること、二十日と定まりぬ。十六七日よりよろしくなら

せたまひぬ。かやうの御有様は、いかでかはよりつき参らせんと思へど、まことにやありけん、よろしくならせたまひぬ。二十日御装束すくよかに、いとうるはしくて渡らせたまひぬ。いとあさまし。その夜、中宮渡らせたまひぬ。

皇后宮、女御殿二三日ばかりありて入らせたまひぬ。高陽院殿の有様、いとおもしろくをかし。西の対を例の清涼殿にて、寝殿を南殿などにて、小寝殿とてまたいとをかしくてさし並び、山はまことの奥山と見え、滝木暗きなかより落ち、池の面はるかに澄みわたり、左右の釣殿などなべてならずをかし。〔『栄花物語』根合卷・三七一頁〕

この移御は後冷泉天皇の病の転地療養のためであつたとされており、それは冷泉院御所が不吉とされたからである。

②7 天皇自冷泉院遷幸関白左大臣賀陽院。御薬之間、冷泉院不吉故也。〔『扶桑略記』天喜元年（一〇五三）八月二十日条〕

病が治癒しない時、陰陽師の勘申で転地療養された事例となる。しかし、天皇がわざわざそうするのは、異例であろう。しかし、そのために高陽院の情報が記されている。

『栄花物語』にもどると、②6には、私邸を里内裏使用する際の、内裏の殿舎を各建物に見立てる常套的な使用法が示されている。西の対が清涼殿、寢殿が南殿（紫宸殿）とされているが、小寝殿の用法は分からない。小寝殿の事例は、ここが初出のようである。中宮章子内親王、皇后宮寛子、女御歎子も渡御しているので、誰かがここを居所にしたのであろう。創建時の釣殿は中島に一つあつただけだが、再建では左右、すなわち東西に設けられたようである。西中門廊が確認できるので、その南端に西釣殿があつたのであろう。東中門廊の存在は確認できないが、東釣殿があれば東中門廊もあつたことと思われる。両釣殿は中島ではなく、前池に臨んでいるのであろう。

これ以前、後朱雀天皇が滞在した折は、後冷泉天皇の時と違っている。

②8 また一条院焼けぬ。あさましなどもことさらのやうなり。内は高陽院殿に渡らせたまひぬ。東宮は京極殿に、一品宮も具したてまつらせたまひて渡らせたまひぬ。高陽院殿に一の宮、殿の上もおはします。めでたくいみじ。いかな

らんことを尽くして御覽せさせんと思しめしたるもことわりなり。一の宮は女院のおはします寢殿の東面、そなたの廊かけておはします。東の対はこのたびはなくて、(『栄花物語』暮待つ星巻・三一四頁)

長久四年(一〇四三)十二月一日、一条院内裏焼亡による高陽院移御である。緊急避難的な措置であったと思われる、二十日後の二十一日に東三条邸に移御している(『扶桑略記』『百鍊抄』)。だから、東宮と一品宮皇子内親王は京極殿に移り、高陽院には一の宮祐子内親王と頼通室隆姫が入っている。寢殿には以前から女院彰子が住んでいたもので、多分西面だけの使用にして、一の宮は寢殿東面とそこに通じる「そなたの廊」を居所にしたことになる。この廊は小寢殿に続く壁渡殿かもしれない。後朱雀天皇は西の対を御座所にしたのであろう。緊急避難としても、この時が高陽院の里内裏使用の最初となっている。東の対がなかったことが、この記事で示されている。

この後、寛徳二年(一〇四五)七月四日に、「関白左大臣高倉第焼亡」(『百鍊抄』)があつて、祐子内親王が西の対を居所にするようになっていく。その西の対で催されたのが②②③④で、そのため建物に言及がある。「若宮」が祐子内親王になる。

②② 今日於高陽院、可有御堂供養試楽由之、関白殿下渡給云々、(略) 惣參高陽院、「未時」此間雨漸降、源大納言已下參集、殿上人諸大夫濟々矣、若宮御坐西対、於御前可有此事也、簾中簾外上下人々衣裳不異著春花、上達部在南唐庇以西、中門南腋為樂所、左馬頭経信、右中将隆俊為左右樂頭行事、又紀伊前守定家、右馬助経行同行事云々、源大納言云、右府日者有勞給事、未平癒給、依其事、御堂供養事可延引、「十五日許云々、」仍今日不可有試楽、只可発少々音楽者、至于試楽、追彼期可被行者、：於中門北廊有饗饌、大納言已下着之、(永承五年(一〇五〇)三月六日条)

②③ 今日於高陽院可有試楽、是為御堂供養也云々、(略) 午剋許殿參給高陽院、予与右中弁同乘相從、先是諸卿已下相举在西対庇座、若宮御座此勤也、関白在簾中、「寢殿与西台渡殿」、(略) 以西中門為樂所、其東池頭立小太鼓、(割注略) 殿上人及地下人々雜居南廊、上下見者堵、(略) 主人及内府戸部三人本渡殿、源大納言已下在南廊、食了於若宮

御方有管絃事、(略) 他公卿東南廊食、是又不可然事也(同三月十二日条)

頼通が法成寺内に七尊大日如来像安置の新堂を造立した供養を前にしての試楽である。②②の六日は内府教通病のために試楽は中止され、改めて②③の十二日に行われている。供養は十五日である。試楽は西の対から西中門廊にかけて行われている。なお、②③の一部は、①⑥として引用した。

②②と②③では微妙な相違がある。まず公卿の座の違いである。②②では「南唐庇」、②③では「西の対の庇」になっている。後者は南庇と南唐庇を併せた言い方になっているのであろう。次は楽所である。②②では「中門南腋」、②③は「西中門」になっている。共に「中門」は「中門廊」のことで、②②は西中門廊南廊のこと、②③は西中門廊北廊のことであろう。それは、饗饌の場ではつきりする。②②は「中門北廊」、②③は「南廊」だからである。中門廊の北廊と南廊の使用が両日で異なったのである。②③の引用末尾に「他公卿東南廊食」とあるが、「東」は衍字と思われる。西中門廊が場なのに、「東南の廊」が使用されるはずがない。また、南廊は透廊・土廊ではなく、板敷となろう。

この他では、②③に「寝殿与西台渡殿」とあるのは、寝殿と西の対をつなく渡殿のことで、西渡殿になる。これは「関白在簾中」とあるので、壁渡殿になり、局の室礼になつていよう。「主人及内府戸部三人本渡殿」とある「本」も衍字で、同じ渡殿のことになる。内府は教通、戸部は民部卿の長家である。

以上の両日から、寝殿・西渡殿・西の対(南唐庇あり)・西中門・西中門廊(北廊・南廊)が確認できたことになる。さらに、西の対を会場にした「祐子内親王家歌合」を簡単に確認したい。

②④ 永承五年六月五日、於賀陽院一宮御方、有和歌合事、兼日、関白殿下、相分男女各六人賜題核、郭公、鹿、令猷和歌、以西渡殿為上達部座、聊有杯盤儲事、(「祐子内親王家歌合」)

式部大輔資業による記録である。「賀陽院一宮御方」は、②②②③から西の対になる。「西渡殿」が上達部の座とされるが、ここも先に確認したように壁渡殿だからになる。部屋としての室礼がなされていよう。この他には、引用を割愛したが、

「寢殿南廂西戸」と「南簀子敷」が示されている。前者は寢殿南廂にある妻戸、後者は南廂に付く南簀子であり、寢殿造に必須なので、取り立てて指摘するまでもない。同じ資業の記録ながら、一期の「高陽院水閣歌合」と違って情報が少ないようであり、これは歌合の規模と関係しているよう。

残されたのは一例のみになる。

⑳ 今日関白依例參給賀茂御社日也、(略) 午刻許督殿參入高陽院給、予候御車後、先是上達部数多參入、主人出客亭、此後民部卿以下參集、神馬及舞人等渡南庭、東行出門了、主人出中門、(永承七年(一〇五二) 四月二十一日条)

関白賀茂詣での記事である。右で新たな情報は「東行出門」とある箇所である。舞人たちは南庭を東へ横切り、東門から出立したということになる。東門の存在も言うまでもないことである。

なお、馬場があったことは、㉒で競馬が行われたことで明らかである。創建時には東の対が馬場殿を兼ねていたが、再建では小寢殿が使われたのであろうか。記録からはよく分からない。

おわりに

以上、再建高陽院の造作次第を確認し、池庭と建物のありようを概観してみた。残された記録からは、威容を誇った大邸宅と思われるが、その実際は必ずしも明瞭とはいえない。建物の感じは、一町屋と変わりがなく、それにも見受けられる。それは、再建高陽院は池庭の造作に意を用いたからと思われる。しかし、それも「巨海」とする形容で推定されるのみである。いずれにしても、池庭に意を注ぐのは、創建時を引き継いでいることになる。

なお、再建高陽院も、天喜二年(一〇五四)正月八日に放火によって焼亡している(『扶桑略記』『百鍊抄』)。

注

- (1) 拙稿「藤原頼通「高陽院」(第一期)の池庭」(和田律子・久下裕利編『平安後期頼通文化世界を考える—成就の行方』武蔵野書院、二〇一六・七)
- (2) 太田静六「宇治関白藤原頼通の邸宅・高陽院の考察」(『寝殿造の研究』吉川弘文館、一九八七・二)、臈谷寿「十一世紀の高陽院について」(山中裕編『平安時代の歴史と文学 歴史編』吉川弘文館、一九八一・一一)。後、『平安貴族と邸第』吉川弘文館、二〇〇〇・に再録)、加藤静子「高陽院と「栄花物語」」(倉田実編『王朝文学と建築・庭園』平安文学と隣接諸学1、竹林舎、二〇〇七・五。後、『王朝歴史物語の方法と享受』竹林舎、二〇一一・二に収載)、上杉和彦『「栄花物語」の庭園関連記事をめぐる一考察』(山中裕・久下裕利編『栄花物語の新研究 歴史と物語を考える』新典社、二〇〇七・五)など。
- (3) 頼通の高陽院検分記事は、『春記』長暦三年(二〇三九)十一月七日条、十二月六日条、長暦四年(二〇四〇)四月二十三日条、同四月三十日条、同五月二十三日条、同十月二十一日条、同十月二十五日条、十月二十六日条、十月二十八日条、十一月一日条、十一月五日条、十一月十一日条、十一月二十六日条など。
- (4) 長久元年は、庚辰。当梁年は、『大漢和辞典』に「東方蒼龍箕星(一名、梁星)の酉又は子・午・卯の方角にあたる年。此の年には宮室の造営を忌むといふ」とあり、『陰陽吉凶抄』「犯土造作条」に「凡戊辰・戊戌「名天梁之歲」、庚辰・庚戌、「名地泐之歲」として、「凡天地梁柱及当梁年、忌正堂・正寝上梁・豎柱、凶、余屋舎無忌、「出新撰陰陽書」(詫間直樹・高田義人『陰陽道関係史料』(汲古書院、二〇〇一・七)による)とある。「填星」は五星神の一つの土星。『董筮内傳』「五、五星神有無事」に「辰歲 二木 四火 六土 八金 十木 雪土」として、「土星神所在月、犯土・造作、則咒咀滿家、水難壞壁頰也。非是耳、人死五人也」(中村璋八『日本陰陽道書の研究 増補版』(汲古書院、一九八五・二)による)とある。十二月は「填星亘る月」であった。
- (5) 注(2)の太田清六論に同じ。
- (6) 竹鼻績『今鏡 全訳注』(講談社学術文庫、一九八四・三)
- (7) 拙稿「遣水の滝を詠む和歌—『伊勢集』と敦忠の音羽山荘から—」(『大妻女子大学紀要—文系』40、二〇〇八年三月)、秋山虔・小町谷照彦・倉田実『伊勢集全注釈』(角川書店、二〇一六・一一)

(8) 注(2)の太田清六論に同じ。

藤原頼通「高陽院」第二期について